

美里町
まち・ひと・しごと創生総合戦略

平成27年11月

美里町

目次

第1章 基本的な考え方	1
1. 総合戦略策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	1
3. 計画の期間	1
第2章 計画の基本目標	2
1. 国の指針	2
2. 推進体制及び進捗管理	3
(1) 各主体の役割分担	3
(2) 国や県、近隣自治体との連携推進	3
(3) 計画の進捗管理	3
3. 基本目標と施策の体系	4
(1) 基本目標	4
(2) 施策の体系	5
第3章 施策の推進	7
第1節 基幹産業を再生するとともに、安定した雇用を創出する	7
1. 農業の再生	8
2. 未来へつなぐ林業の育成	10
3. 観光を軸とした産業育成と商工業の育成支援	10
第2節 美里町への新しいひとの流れをつくる	12
1. 空き家の利活用による移住促進	13
2. 移住（希望）者への支援充実と情報発信強化	13
3. 若者世代の定住促進	14
第3節 結婚・出産・子育ての地に選ばれる環境をつくる	15
1. 結婚活動の支援	15
2. 安心して出産できる環境づくり	16
3. 子育て環境の充実	16
4. 確かな学力・豊かな心・たくましい体の育成	17
第4節 時代に合った地域をつくり、暮らしやすいまちをつくる.....	18
1. 安全・安心な住環境の構築	18
2. 暮らしやすいまちをつくり、広域的な連携を活用する	19

第1章 基本的な考え方

1. 総合戦略策定の趣旨

国では、人口急減・超高齢化という、今後我が国が直面する大きな課題に対し、政府が一体となって取り組み、各地域がそれぞれの特徴を活かした自律的で持続的な社会を創生することをめざして、まち・ひと・しごと創生本部が設立され、「若い世代の就労・結婚・子育ての希望の実現」、「東京一極集中の歯止め」や「地域の特性に即した地域課題の解決」の3つの視点を基本に、魅力あふれる地方の創生をめざすことになりました。

本町では「美里町人口ビジョン」で示した本町が抱える地域課題解決のため、まち・ひと・しごと創生の方針を踏まえ、新たなまちづくりに踏み出していくための指針として「美里町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定します。

2. 計画の位置づけ

本総合戦略は、まち・ひと・しごと創生法第10条に基づく「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」であり、国・県の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を勘案して策定するものです。また、本町における人口の現状と今後の展望を示した「美里町人口ビジョン」を踏まえて策定します。

国	長期ビジョン：2060年に1億人程度の人口を確保する中長期展望を提示 総合戦略：2015～2019年度（5か年）の政策目標・施策を策定
地方	地方人口ビジョン：各地域の人口動向や将来人口推計の分析や中長期の将来展望を提示 地方版総合戦略：各地域の人口動向や産業実態等を踏まえ2015～2019年度（5か年）の政策目標・施策を策定

また、本総合戦略は、本町の最上位計画である振興計画との整合を図りつつ、長期的な視点に立って、人口減少の克服・地方創生の目的を達成するための具体的な目標、施策を位置づけるものです。振興計画や各分野の個別計画において、本町の様々な分野にわたる総合的な振興・発展をめざすなかで、本総合戦略の目的を達成する観点から、戦略的、一体的に施策を推進するものとします。

3. 計画の期間

本総合戦略の期間は、2015年度(平成27年度)から2019年度(平成31年度)までの5年間とします。なお、社会環境の変化、施策の進捗など状況変化があった場合は、必要に応じて見直すものとします。

第2章 計画の基本目標

1. 国の指針

まち・ひと・しごと創生法が平成 26 年 11 月 28 日に施行され、「2060 年に1億人程度の人口を確保する」ことを国の長期ビジョンとして据え、「2015～2019 年の政策目標・施策を策定」することとしています。

地方創生は、言うまでもなく「ひと」が中心であり、長期的には、地方で「ひと」をつくり、その「ひと」が「しごと」をつくり、「まち」をつくるという流れを確かなものにしていく必要があります。

これまでに講じられてきた、地域経済・雇用対策や少子化対策は、個々の対策としては一定の成果を上げたものの、大局的には地方の人口流出が止まらず少子化に歯止めがかかっていない状況です。その要因として、①府省庁・制度ごとの「縦割り」構造、②地域特性を考慮しない「全国一律」の手法、③効果検証を伴わない「バラマキ」、④地域に浸透しない「表面的」な施策、⑤「短期的」な効果を求める施策といった 5 点があげられています。

こうした従来の政策の弊害を排除し、人口減少の克服と地方創生を確実に実現するため、5つの政策原則に基づき、関連する施策を展開することが必要とされています。

① 自立性

一過性の対症療法的なものにとどまらず、構造的な問題に対処し、地域・企業・個人等の自立につながるようなものであるようにする。また、このため、地域内外の有用な人材の積極的な確保・育成を図る。

② 将来性

地域において、自主的かつ主体的に、夢を持って前向きに取り組むことのできる施策を推進する。活力ある地域産業の維持・創出、中山間地域等において地域の絆の中で心豊かに生活できる環境を実現する仕組み等も含まれる。

③ 地域性

画一的手法や「縦割り」的なものではなく、地域の実態に合った施策を展開する。客観的なデータによる地域の実状や将来性の分析等を踏まえた、持続可能な取り組みを進める。また、必要に応じて広域連携を図る。

④ 直接性

限られた財源や時間の中で、最大限の成果を上げるため、ひとの移転・しごとの創出を図り、これを支えるまちづくりを直接的に支援する施策に取り組む。必要に応じて、施策の効果を高めるため、民間を含めた連携体制の構築を図る。

⑤ 結果重視

プロセスではなく結果を重視した運営を行う。このため、具体的な数値目標(分かりやすい指標)を設定するとともに、PDCA マネジメントサイクルによる検証を行い、更なる施策の充実・展開や、必要な改善等につなげる。

2. 推進体制及び進捗管理

(1) 各主体の役割分担

本総合戦略を推進するにあたって、各主体の特性をふまえ、担うべき役割を示します。

町民:

自らが居住し、生活するまちをより良いものにするため、サービスの受け手としてだけでなく、担い手として地域活動や公益的活動に積極的に参加します。

地域・団体:

自治会をはじめとする地域団体や住民活動団体は、新たな公共の担い手として、少子高齢化やコミュニティ意識の希薄化等の課題に対応した取り組みを推進します。

企業:

地域の産業・経済の活性化に貢献するとともに、雇用の創出、労働環境の充実を図り、より暮らしやすい地域社会の実現に寄与します。

行政:

本総合戦略の目標達成に向け、各主体のネットワークづくりと協働の推進を図るとともに、地方創生に関わる情報の共有に努めます。また、本町の資源を最大限に活かして独自性のある施策を展開し、その効果的な進捗管理を展開しながら、目標の達成をめざします。

(2) 国や県、近隣自治体との連携推進

国、県の地域連携施策を活用しつつ、近隣自治体をはじめとする地域間の広域連携を積極的に進めます。

(3) 計画の進捗管理

総合戦略は、町民、地域、団体、企業、行政など町全体で共有し、協働して推進する計画であるため、計画策定（Plan）、推進（Do）、点検・評価（Check）、改善（Action）の各過程においても、町全体が関わる体制を構築し、高い実効性を確保することが必要となります。

そこで、庁内の策定・推進組織として、町長を本部長とする「美里町地方創生推進本部」を置くとともに、町内各界各層とともに推進・検証していくため、各界各層の代表者から構成される「美里町まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会」を設置します。また、二元代表制の両輪となる町議会においても、策定段階や効果検証の段階において参画して頂くものとします。併せて、本町地域のみでは対応できない課題等においては、必要に応じて、国、県、近隣市町村との連携を図ります。

3. 基本目標と施策の体系

(1) 基本目標

地方版総合戦略は、国の総合戦略と熊本県の総合戦略を勘案し、「美里町人口ビジョン」を踏まえて策定する必要があります。国と熊本県の総合戦略で示されている「基本目標」を参考に、地域の実情に応じた施策や取り組みを検討し、より地域性のあるものとするのが重要です。

美里町まち・ひと・しごと創生総合戦略では、「しごと」が「ひと」を呼び込み、「ひと」が「しごと」を呼び込む好循環を生み出し、その好循環を支える「まち」に活力を取り戻すために、国と熊本県の総合戦略を踏まえて、次の4つの基本目標を設定します。

■美里町の4つの基本目標

- 基本目標1 基幹産業を再生するとともに、安定した雇用を創出する
- 基本目標2 美里町への新しいひとの流れをつくる
- 基本目標3 結婚・出産・子育ての地に選ばれる環境をつくる
- 基本目標4 時代に合った地域をつくり、暮らしやすいまちをつくる

■国の4つの基本目標

- 基本目標1 地方における安定した雇用を創出する
- 基本目標2 地方への新しいひとの流れをつくる
- 基本目標3 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる
- 基本目標4 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

■県の4つの基本目標

- 基本目標1 熊本の発展を支える産業と、魅力ある雇用を創出する
- 基本目標2 熊本への人の流れを創るとともに、人材の流出を抑制する
- 基本目標3 県民の結婚・出産・子育ての希望を実現する
- 基本目標4 県民が誇りを持ち安心して暮らし続ける地域を創る

(2) 施策の体系

基本目標 1

基幹産業を再生するとともに、安定した雇用を創出する

1. 農業の再生

- (1) 担い手の育成と経営基盤づくり
- (2) 魅力ある特産品づくり
- (3) 流通・販売の支援

2. 未来へつなぐ林業の育成

- (1) 林業従事者の育成
- (2) 民有林再生化の推進

3. 観光を軸とした産業育成と商工業の育成支援

- (1) 観光を軸とした産業の育成
- (2) 商工業の育成支援
- (3) 多種多様な企業の誘致推進

基本目標 2

美里町への新しいひとの流れをつくる

1. 空き家の利活用による移住促進

- (1) 空き家バンクの整備と有効活用
- (2) 空き店舗の再利用促進

2. 移住（希望）者への支援充実と情報発信強化

- (1) 移住者の負担軽減支援
- (2) 移住希望者のサポート強化
- (3) 魅力の情報発信強化

3. 若者世代の定住促進

- (1) 若者のニーズに対応した住環境の提供
- (2) 3世代同居の奨励

基本目標3

結婚・出産・子育ての地に選ばれる環境をつくる

1. 結婚活動の支援

- (1) 出会いの場の機会創出
- (2) 結婚相談の環境整備

2. 安心して出産できる環境づくり

- (1) 不妊治療の支援充実
- (2) 出生祝い金の支給

3. 子育て環境の充実

- (1) 子育て家庭への支援の充実
- (2) 保育サービスの充実

4. 確かな学力・豊かな心・たくましい体の育成

- (1) 幼・保・小・中の連携による一体的な教育
- (2) 授業改善と学力の向上
- (3) 特色ある学校づくりと地域との連携

基本目標4

時代に合った地域をつくり、暮らしやすいまちをつくる

1. 安全・安心な住環境の構築

- (1) 自主防災の強化
- (2) 見守りネットワークの構築

2. 暮らしやすいまちをつくり、広域的な連携を活用する

- (1) 利便性のある公共交通体系の整備
- (2) 広域連携の推進
- (3) 外部人材の活用

第3章 施策の推進

第1節 基幹産業を再生するとともに、安定した雇用を創出する

基本的方向

美里町に「住みたい人」や「住み続けたい人」を確保するためには、まず住民の生活基盤である「しごとづくり」が重要になります。町内における既存産業の衰退は域内消費などの地域経済と住民の生活にも影響します。農林業と商工業の支援を行うとともに、新たな産業や雇用を生み出すために、観光関連産業の育成や外部からの企業誘致を積極的に行います。

農業については、厳しい経営環境にあるものの、稼ぐ力を示す特化係数も1.0以上であり、多くの方が従事する本町の重要な基幹産業です。基幹産業であるものの、高齢化による担い手の減少に直面しています。担い手の減少は生産額の減少に直結し、町産業全体に暗い影を落とします。本計画の計画期間内では多様な担い手の育成と美里町の農業をけん引するリーダーの育成を重点目標とし、稼げる農業を実現するために、効率的な農業経営体制の確立を図るとともに、有機農業の推進や特産品づくりなど特徴的な農業づくりに取り組み、経営の安定に努めます。同時に、景観等の環境に配慮した農業を積極的に支援し、生産者と消費者の交流による地域の活性化を促進します。

林業については、豊富な森林資源を次の世代に引き継ぐためにも、林業の基盤となる林道網の整備を進めるとともに、林業従事者の育成と森林の適正管理を促進します。

観光産業については、波及する産業の裾野が広く、地域の消費を拡大させ雇用を生み出すことが期待されます。本町の代表的な観光の拠点である緑川ダム湖周辺キャンプ場、道の駅美里「佐俣の湯」、御坂遊歩道（日本一の石段）及び霊台橋等は、ある程度の集客力を持っていますが、その観光形態は通過型が中心であり、滞在時間が短いことが産業としての成長を妨げています。新たな観光拠点として、森林体験公園（フォレストアドベンチャー・美里）の施設整備、管理運営体制の構築及び情報発信を強力に行います。併せて、個々の観光資源を積極的に情報発信し、『観る』観光、『買う』観光、『食べる』観光そして『体験する』観光を美里町全体でパッケージとして提供し、滞在型観光へとシフトを図ることで関連産業の成長を促進します。

商工業については、住民の日常生活に直結する産業です。超高齢社会を迎えた本町にとって、地域に密着した商業は重要になってきます。商工会と連携して商店街の魅力アップや経営支援を強化します。また、ビジネスや起業を誘導するために創業の支援を行います。

企業誘致については、本町の立地条件を考慮して多種多様な企業の誘致を目指します。また、魅力ある立地先として認識されるように優遇策等を見直します。

数値目標

一人当たり市町村民所得	5年後に4.1%増
(基準値:一人当たり市町村民所得(H24) 1,740千円)	

1. 農業の再生

施策内容

(1) 担い手の育成と経営基盤づくり

①新規就農者の支援

- ・新規就農者及び希望者に対し就農計画の策定支援を行い、国・県の支援制度を活用し、専門機関での研修を勧奨し経営の知識と技術習得を支援します。
- ・一定の要件を満たす者については認定新規就農者への位置付けと青年就農給付金の支給を行い、経営の安定を支援します。また、必要に応じて農地の斡旋や住居確保の支援も行います。

②リーダーの育成

- ・多様な担い手の確保と育成を図るために、リーダー育成養成講座の開講や営農相談等を実施します。
- ・女性の経営参画や活動の活発化を推進します。
- ・他産業との連携、6次産業化などのような新たな形の営農形態の導入を促進するために、そのリーダーとなる農業経営者等を育成します。

③経営基盤の構築と営農組織づくり

- ・農地の集積・集約を推進し、規模の拡大と経営の合理化を図ります。
- ・効率的な経営体制の確立のために、機械・設備の共同利用を進め、利用組合や農作業受託、集落営農等の組織づくりに取り組みます。
- ・生産部会や加工グループ等の組織強化と活動の充実を支援します。

重要業績評価指標(KPI)

指標	基準値(H26年度)	目標値(H31年度)
認定新規就農者数	5人	8人
認定農業者数	83人	92人
機械利用組合、営農組織数	13団体	25団体
リーダー育成講座受講者数	—	10人
リーダー育成講座受講者による新商品開発等取り組み件数	—	2件

(2) 魅力ある特産品づくり

①特産品となる農産物の生産

- ・本町の気候・風土に適応し収入も見込める新規農作物については、関係機関と十分に連携しながら品目の検討と試験栽培を行い積極的な導入・生産を奨励します。
- ・すでに生産されている農産物については、さらなる品質の向上と生産拡大、供給の安定化に努め、特産品として定着を図ります。

②地元農産物を利用した加工品の開発と6次産業化

- ・農産物の付加価値を高め、安定した収入を確保するため、加工品の開発と商品化を推進します。
- ・農業者や事業者が、明確な事業戦略を持ち、生産から加工・販売まで取り組む6次産業化の支援を推進します。
- ・同一農業者等による完結型の取り組みばかりでなく、部門ごとの連携についても調整を図ります。

③特産品のブランド化

- ・安定した生産体制を確立した農産物と加工品について、印象的なネーミングやロゴなどの商標登録を行い、消費者や市場へのPRと販路拡大を進めブランド化を図ります。
- ・プロモーションとして、冊子、WEBサイトなどのあらゆる媒体を利用した広報展開を行います。

重要業績評価指標(KPI)

指標	基準値(H26年度)	目標値(H31年度)
新規特産品の数	—	2件
加工品の商品化数	—	2件
6次産業化した件数	1件	3件

(3) 流通・販売の支援

①多様な販売経路による販売促進

- ・現在主流の農協や直売所での販路に加え、インターネットやダイレクトメールなどの新たな媒体を活用した販売を促進します。
- ・美里町出身者や支援者等（〈仮称〉美里町応援団）とのネットワーク化を図ります。

重要業績評価指標(KPI)

指標	基準値(H26年度)	目標値(H31年度)
新規販売媒体数	—	2件

2. 未来へつなぐ林業の育成

施策内容

(1) 林業従事者の育成

- ・森林組合と連携を図り、「緑の雇用事業」や「新規就業者支援事業」を活用し、新規就業者及びUターン就業者の育成を図ります。

(2) 民有林再生化の推進

- ・町と森林所有者との間で森林施業協定を締結し、森林組合や自伐林家等と連携により、森林の適正な管理を促し、雇用を図るとともに民有林を再生させます。

重要業績評価指標(KPI)

指標	基準値(H26年度)	目標値(H31年度)
新規・Uターン就業者数	—	5名
森林施業協定面積	—	50ha

3. 観光を軸とした産業育成と商工業の育成支援

施策内容

(1) 観光を軸とした産業の育成

①観光基盤の整備

- ・観光拠点の駐車場等の整備を行い、観光客の受け入れ態勢を整えます。

②情報発信の多様化

- ・町ホームページやSNSを活用して最新の観光情報を提供します。
- ・観光拠点等を順次フリースポット化し、スマートフォン向け専用アプリ等を活用することで、現地で観光情報を手軽に取得できる環境を整え、町内の他の観光施設への周遊を促します。

③地域資源を活用した観光振興と滞在型観光の推進

- ・自然豊かな緑川ダム湖付近に自然を活用した森林体験公園（フォレストアドベンチャー・美里）の整備と管理運営体制の確立を行うとともに、この新規施設の知名度アップを推進します。
- ・整備した森林体験公園は本町観光資源の中心と位置付け、町内宿泊施設と連携し滞在型観光を定着させます。
- ・観光拠点施設において、町内の他の観光資源、食事処、特産品販売所、宿泊施設、休憩所等を効果的に紹介することで、全体的な集客力と消費額の底上げを図ります。

④広域連携の促進

- ・他の市町村や観光団体と広域的に連携し、地域資源を結んだ観光モデルルートの設定や共同での広報活動を積極的に行い、観光客の増加を図ります。

(2) 商工業の育成支援

①商店街の活性化

- ・ 駐車場やポケットパークの整備を行い商店街の魅力アップを図ります。
- ・ 個性ある店舗の創出に向けた新規開業及び経営革新の支援を図り、魅力ある商店街づくりを促進します。
- ・ 空き家バンクを活用した空き店舗の再利用を促進します。

②起業の促進

- ・ 創業や経営の支援に関する情報を商工会等の関係団体と共有し、地域の特性を活かしたビジネスや起業を誘導します。
- ・ 創業希望者に対しては、商工会等の関係団体と連携して相談窓口を設置し、創業セミナー等を実施します。
- ・ 事業者、生産者、商工会、町民、大学等との連携・協働により、多様な地域資源を活用した商品の開発や既存商品の魅力の向上に努めるとともに、情報発信を強化します。

③経営支援の強化

- ・ 商工会などの関係機関による経営診断、経営指導の充実を図り、経営体質の改善と経営基盤の強化を促進します。
- ・ 中小企業者の経営安定、設備及び起業に要する資金や、市場拡大や技術力の向上に要する資金を供給できるように融資機関へ働きかけ、借入利子補給等の支援を促進します。

(3) 多種多様な企業の誘致推進

①多種多様な企業の誘致

- ・ 製造業以外でも、サテライトオフィス、SOHO（スモールオフィス・ホームオフィス）、研究機関、旅館業などのような多様な業種や中小規模の企業誘致を推進します。

②優遇策の見直し

- ・ 誘致企業の税の減免制度を見直し、雇用奨励金等の優遇制度を新設します。

重要業績評価指標(KPI)

指標	基準値(H26年度)	目標値(H31年度)
観光入込客数の増加(年間)	587,510人	647,000人
森林体験公園入場者数(年間)	—	10,000人
町ホームページアクセス件数(年間)	114,603件	150,000件
空き店舗等の再利用件数	—	1件
創業希望相談件数	—	20人
利子補給申請件数(年間)	69件	135件
誘致企業数(新規)	—	2件

第2節 美里町への新しいひとの流れをつくる

基本的方向

進学や就労に伴う若年層の流出が、社会的人口減少そのものと出生数減少に繋がり、自然動態にも多大な影響を与えています。若年層流出の大きな要因の一つとしては、本町に働く場が少ないことが考えられ、中・高校生世代へのアンケート結果からもそのことが明らかです。現状では、町内産業の衰退に伴い町内の働く場が減少しているというのが現実ですが、熊本市をはじめとする労働力を必要とする地域は本町からの通勤圏内に多数存在することから、生活の場としての本町の魅力を高めることが重要であると考えられます。本総合戦略、振興計画及び各種個別計画を着実に実行することにより、「住みよい美里町」・「選ばれる美里町」をつくります。また、若年層流出のもう一つの大きな要因として、結婚を機に転出するケースがみられるため、若者向けの住宅や、子育てしやすい定住する魅力が不足していることが考えられます。若者や子育て家庭のニーズに合った生活スタイルを提供できる環境を整えます。

近年の国の調査によれば、東京都在住の約4割が「移住する予定」または「今後検討したい」という調査結果があり、田園回帰の傾向も強くなっています。また、本町における中・高校生世代へのアンケート結果から、「美里町以外にも住んでみたいが、遠い将来は美里町に戻ってきたい」という回答が42.8%と最も高く、何らかの理由で一度本町を転出した人も故郷の本町に帰郷したいという願望を持つ人が多いと推察できます。しかしながら、本町の現況では、Uターンを含む移住者を受け入れる環境が不足しています。空き家バンクをはじめとする移住希望者のための支援を充実します。

さらに、本町は全国的に認知度が低いため、本町の魅力を知らないために移住希望者の移住先候補とさえならない場合があります。本町の自然環境を活かした住環境の多くの魅力を強力に情報発信し、町外からの移住を促進します。

数値目標

社会減の縮小

5年後に半分程度に縮小

(基準値:平成22年から平成26年までの社会動態数平均 △60.8人)

1. 空き家の利活用による移住促進

施策内容

(1) 空き家バンクの整備と有効活用

- ・空き家管理システムの導入により空き家データベースを構築し、空き家バンクを整備します。
- ・空き家バンク登録者への登録報償金等により登録を奨励します。

(2) 空き店舗の再利用促進

- ・商店街に立地する空き店舗等については、店舗としての再利用を促進し、商店街の活性化にも寄与します。

重要業績評価指標(KPI)

指標	基準値(H26年度)	目標値(H31年度)
空き家バンクの登録件数	—	20件
空き家バンクによる契約成立件数	—	5件

2. 移住（希望）者への支援充実と情報発信強化

施策内容

(1) 移住者の負担軽減支援

- ・移住者の居住等に係る各種経済的負担軽減に向けた取り組みを推進します。

(2) 移住希望者のサポート強化

- ・移住相談窓口を一つにし、就農、家庭菜園、子どもの就学・就園等をコーディネートすることにより、移住希望者に信頼されるマンツーマンの関係を構築します。
- ・移住体験施設を整備し、移住の円滑化を図ります。

(3) 魅力の情報発信強化

- ・若い世代をターゲットとした移住希望者向け冊子を作成するとともに、移住専用ホームページを開設し、移住先としての美里町の魅力の情報発信を強化します。
- ・ライフステージごとの優遇策等の情報をホームページ等で提供します。

重要業績評価指標(KPI)

指標	基準値(H26 年度)	目標値(H31 年度)
移住者の経済的負担軽減支援件数	—	5 件
移住希望世帯数(累計) (移住希望相談件数)	—	23 件
移住体験施設の利用件数	—	2 件
移住者向け冊子作成数	—	1,000 部
移住ホームページのアクセス数(年間)	—	8,000 回

3. 若者世代の定住促進

施策内容

(1) 若者のニーズに対応した住環境の提供

- ・若者のニーズに合った公営住宅を整備します。
- ・定住促進団地を活用して若者世帯の定住を促進します。

(2) 3 世代同居の奨励

- ・3 世代同居を奨励します。

重要業績評価指標(KPI)

指標	基準値(H26 年度)	目標値(H31 年度)
公営住宅の若年層世帯主世帯の割合	14%	16%
定住促進団地の若年層世帯主世帯の新規入居者	—	3 世帯

※若年層世帯主を 20 代から 30 代までとする。

第3節 結婚・出産・子育ての地に選ばれる環境をつくる

基本的方向

本町の合計特殊出生率(H20-H24)は1.56で熊本県全体の1.61より低くなっています。少子化の要因の一つとして、晩婚化による未婚率の上昇が考えられます。若者の結婚については町全体の課題であると認識し、結婚へ繋がる環境の創出を図ります。また、出産と子育てにおいては、母子保健体制、保育サービス、教育等の充実に努め、若い世代の重要なライフステージを切れ目なく支援します。

数値目標

15歳未満人口 5年後に920人
(基準値:平成26年度末15歳未満住民基本台帳登録人口 1,013人)

1. 結婚活動の支援

施策内容

(1) 出会いの場の機会創出

- ・婚活イベント等開催により結婚希望者の出会いの場をつくります。

(2) 結婚相談の環境整備

- ・縁結びサポーター(結婚相談員)や縁結びステーション(結婚相談所)を設置し、結婚希望者の掘り起しや相談体制を充実させます。

重要業績評価指標(KPI)

指標	基準値(H26年度)	目標値(H31年度)
縁結びサポーターによる見合い仲介回数	—	20件
婚活イベント参加者数(延べ人数)	—	300人
婚活イベントでのカップル成立数	—	25組
婚活イベントや縁結びサポーターによる結婚成立数	—	5組

2. 安心して出産できる環境づくり

施策内容

(1) 不妊治療の支援充実

- ・不妊治療費助成制度を新設し、不妊で悩む夫婦への経済的な支援をします。
- ・不妊や不育の悩みに対する相談体制を充実させます。

(2) 出生祝い金の支給

- ・第3子以降の出生に対し祝い金を支給することで、親の経済的負担軽減を図ります。

重要業績評価指標(KPI)

指標	基準値(H26年度)	目標値(H31年度)
妊娠届の届出数(年間)	58件	59件
出生祝い金の支給件数(年間)	10件	10件

3. 子育て環境の充実

施策内容

(1) 子育て家庭への支援の充実

- ・第3子以降の保育料無料、第2子の保育料半額等により子育て世帯の経済的負担の軽減を図ります。
- ・子どもの医療費に対する助成制度において、現物給付方式の導入、自己負担の廃止、対象年齢の引き上げを行います。
- ・第3子以降の幼稚園就園児童の保育料を無料化します。
- ・ひとり親家庭等の医療費を助成し経済的支援を行います。
- ・放課後児童育成クラブや放課後子ども教室の連携した実施により、放課後における児童の見守りや健全な児童の育成を図ります。
- ・保育園及び幼稚園の連携により、地域子育て支援拠点事業を充実させます。

(2) 保育サービスの充実

- ・休日保育、延長保育、障害児保育、病児・病後児保育、一時保育等の実施によりきめ細やかな保育サービスを提供します。

重要業績評価指標(KPI)

指標	基準値(H26 年度)	目標値(H31 年度)
子どもの医療費助成額(年間)	14,367,772 円	25,146,000 円
待機児童数	0人	0人
延長保育利用者数(年間)	166 人日	138 人日
病児・病後児保育利用者数(年間)	—	426 人日

4. 確かな学力・豊かな心・たくましい体の育成

施策内容

(1) 幼・保・小・中の連携による一体的な教育

- ・幼稚園、保育園、小学校、中学校の連携を強化し、一体的で効果的な教育を実施します。

(2) 授業改善と学力の向上

- ・少人数指導、チームティーチング指導、学習指導員の配置を充実し、確かな学力を育みます。
- ・授業研究会等を充実し、授業改善を図るとともに、指導力向上により学力の向上を図ります。

(3) 特色ある学校づくりと地域との連携

- ・学校ごとに特色ある教育を実践します。
- ・地域と連携した取り組みにより地域と学校との絆を深めます。

重要業績評価指標(KPI)

指標	基準値(H26 年度)	目標値(H31 年度)
学習支援員等数	7人	8人
コミュニティ・スクール等への取り組み学校数	—	2校

第4節 時代に合った地域をつくり、暮らしやすいまちをつくる

基本的方向

本町が迎えた超高齢社会と少子化、目まぐるしく変わる社会情勢等により住民ニーズや政策課題が変化しています。将来を見越した時代にあった地域をつくる必要があります。

超高齢社会は住民の生活にさまざまな影響をもたらしています。住民の生活に直結するような課題については早急に取り組み、課題解決にあたります。特に本町で暮らす住民が今後も安全・安心な暮らしを継続できるよう、防災への取り組みや単身高齢者、高齢者のみ世帯への見守り体制の強化を実施します。また、超高齢社会は交通弱者を増加させると予測できます。住民にとって利便性のある公共交通を充実させます。さらに、美里町を超えた周辺自治体との広域的な連携により、美里町単独では解決が困難な課題に取り組みます。

数値目標

町民アンケートの満足度(4段階評価)平均 5年後に3.0以上
(基準値:平成27年度実施町民アンケート結果 2.56)

1. 安全・安心な住環境の構築

施策内容

(1) 自主防災の強化

・災害での被害を最小限に抑えるためには、住民相互の協力が不可欠ですが、地域防災活動の中心を担っている消防団の団員数が減少しています。地域防災における共助機能を維持するために消防団団員の確保と自主防災組織の育成を行います。

(2) 見守りネットワークの構築

・後期高齢者や認知症の高齢者、単身で生活する高齢者、高齢者夫婦のみの世帯の増加が今後も予想される中、高齢者同士の支援の担い手となる元気高齢者ボランティアや介護予防インストラクターの育成を図り、日常生活圏域単位や、より小さな単位での見守り・連絡体制を、関係機関や地域住民と連携しながら構築するなどネットワークの強化を進めます。

重要業績評価指標(KPI)

指標	基準値(H26年度)	目標値(H31年度)
自主防災組織数	17件	52件
認知症サポーターの養成人数	1,543人	1,950人
介護予防インストラクター養成人数	—	40人

2. 暮らしやすいまちをつくり、広域的な連携を活用する

施策内容

(1) 利便性のある公共交通体系の整備

- ・広域的な移動手段である幹線の公共交通を維持し、集落と地域拠点を結ぶ公共交通体系を構築し、利用者の増加を図ります。

(2) 広域連携の推進

- ・広域で実施することにより効果が高い事業について、周辺自治体等と連携して取り組みます。
- ・周辺市町村との協働で、広域観光モデルルート(エリア)の設定や共同告知等を実施します。
- ・他自治体の都市機能を利活用できる広域連携を促進します。

(3) 外部人材の活用

- ・域学連携を推進し、大学等の専門的知見や学生の活力などを地域の活性化や地域課題の解決に活かしていきます。
- ・地域おこし協力隊を活用して、地域の活力を取り戻します。

重要業績評価指標(KPI)

指標	基準値(H26年度)	目標値(H31年度)
町内完結公共交通機関延べ利用者数(年間)	11,691人	14,200人
広域市町村参加の移住相談会の参加回数(年間)	—	2回
観光等における広域連携事業の実施(年間)	2回	2回
広域観光ルート(エリア)の開発数	—	3箇所
開発した広域観光ルート(エリア)の観光客数	—	550人
域学連携による事業実施数	—	3回
地域おこし協力隊の委嘱人数(期間累計)	—	10人